



平成27年 第1回定例会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録



平成27年2月26日(木) 開会

平成27年2月26日(木) 閉会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

第1号(2月26日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	3
説明のために出席した者の職氏名	3
職務のために出席した事務局職員職氏名	3
開会(午後1時00分)	3
野志広域連合長の招集挨拶	3
開議	4
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸般の報告	4
日程第4 議案第1号 平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算(第3号)	5
片谷事務局長の提案説明	5
表決	6
日程第5 議案第2号・第3号(2件一括上程)	6
片谷事務局長の提案説明	6
表決	8
日程第6 議案第4号～第6号(3件一括上程)	8
片谷事務局長の提案説明	9
表決	9
日程第7 議案第7号・第8号(2件一括上程)	9
片谷事務局長の提案説明	10
表決	10
日程第8 議案第9号・第10号(2件一括上程)	10
片谷事務局長の提案説明	10
表決	11
日程第9 愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙	11
閉議	12
野志広域連合長の閉会挨拶	12
閉会(午後1時36分)	13

付 録

平成27年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会議案件名及び議決結果一覧表……………	16
平成27年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会諸報告一覧表……………	17

平成27年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成27年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について、次のとおり告示する。

平成27年2月19日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野 志 克 仁

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について

- 1 日 時 平成27年2月26日(木) 午後1時00分
- 2 場 所 松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所 11階 大会議室

平成27年2月26日(木曜日)

議事日程 第1号

2月26日(木曜日) 午後1時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

会期の決定

日程第3

諸般の報告

日程第4

議案第1号 平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第5

議案第2号 平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第3号 平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第6

議案第4号 愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

議案第5号 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について

議案第6号 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

日程第7

議案第7号 愛媛県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について

議案第8号 愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について

日程第8

議案第9号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第10号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

日程第9

選挙管理委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

会期の決定

日程第3

諸般の報告

日程第4

議案第1号

日程第5

議案第2号

議案第3号

日程第6

議案第4号

議案第5号

議案第6号

日程第7

議案第7号

議案第8号

日程第8

議案第9号

議案第10号

日程第9

選挙管理委員及び補充員の選挙

出席議員(19名)

1番	西 泉 彰 雄	2番	遠 藤 美 武
3番	清 水 宣 郎	4番	雲 峰 広 行
5番	長 野 和 幸	6番	堀 田 順 人
7番	石 橋 寛 久	8番	大 城 一 郎
9番	伊 藤 優 子	10番	白 旗 愛 一
11番	真 鍋 和 年	12番	伊 藤 孝 司
13番	清 水 裕	16番	三 好 幹 二

17番 高須賀 功
21番 佐川 秀紀
25番 松浦 司

20番 白石 勝也
23番 吉川 保吉

欠席議員(5名)

14番 武智 邦典
18番 上村 俊之
22番 稲本 隆壽

15番 篠原 実
19番 高野 宗城
26番 清水 雅文

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 野志 克仁
副広域連合長 山下 和彦
会計管理者 山根 信寿
事務局次長兼総務課長 樋口 英一

副広域連合長 石川 勝行
監査委員 清水 一夫
事務局長 片谷 英清
事業課長 越智 正夫

職務のために出席した事務局職員職氏名

総務企画係長 藤井 隆嗣
医療給付係長 藤田 隆二

資格管理係長 高岡 圭

◆◆◆ 午後1時00分開会 ◆◆◆

○清水議長 ただいまから平成27年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

◆◆◆ 広域連合長招集挨拶 ◆◆◆

○清水議長 広域連合長より、今議会招集の挨拶があります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

○野志広域連合長 本日、ここに愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方に御参集いただき、平成27年第1回定例会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。議員の皆様には、平素から当広域連合の運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

私は、昨年12月24日に行われました広域連合長選挙において、県内全市町長の皆様の御支持によりまして、広域連合長に再任されました。職責の重さに身の引き締まる思いでございます。これまでの皆様方の御支援に感謝申し上げますとともに、引き続き、県内市町及び関係機関との緊密な連携のもと、制度の円滑

な運営のため、誠心誠意努めてまいりたいと考えておりますので、御支援と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、国の医療保険制度改革につきましては、本年1月に、政府の社会保障制度改革推進本部において、次期医療保険制度改革の骨子が決定されました。このうち、後期高齢者医療制度に関連する内容につきましては、「後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入」、「保険料軽減特例の段階的な見直し」、「個人や保険者による予防・健康づくりの推進」が盛り込まれ、今後、これらの施策の動向が注目されるところであります。当広域連合といたしましても、国の動向に注視しながら、適切な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

今議会には、平成26年度後期高齢者医療特別会計の補正予算案、平成27年度一般会計・後期高齢者医療特別会計当初予算案及び条例改正案につきまして提出させていただいておりますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。今議会の招集の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◆◆◆ 開 議 ◆◆◆

○清水議長 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程第1号のとおりであります。

◆◆◆ 会議録署名議員の指名 ◆◆◆

○清水議長 まず、**日程第1、「会議録署名議員の指名」**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において、8番大城議員、9番伊藤議員を指名いたします。

◆◆◆ 会 期 の 決 定 ◆◆◆

○清水議長 次に、**日程第2、「会期の決定」**を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◆◆◆ 諸 般 の 報 告 ◆◆◆

○清水議長 次に、**日程第3、「諸般の報告」**を申し上げます。

監査委員からお手元配付の監査等結果報告一覧表のとおり3件の報告がありましたので、即日写しを送付しておきました。

次に、2月5日に堀田順人議員から、一身上の都合により2月28日をもって議員辞職したい旨の願が提出されました。議会閉会中につき、地方自治法第292条において準用する同法第126条の規定により、議長においてこれを許可いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◆◆◆ 議 案 第 1 号 ◆◆◆

○清水議長 次に、**日程第4、議案第1号「平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」**を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。片谷事務局長。

[片谷事務局長 登壇]

○片谷事務局長 議案第1号「平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について御説明申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

今回の後期高齢者医療特別会計補正予算は2点ございます。

まず、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ30億224万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,981億2,924万3千円と定めるものでございます。

もう1点は、債務負担行為の補正でございます。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

7ページをお開きください。

まず、歳入につきまして御説明申し上げます。7款1項1目「繰越金」の補正額30億224万7千円は、今回の補正予算の財源として、前年度からの繰越金を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。8ページをお開きください。

8款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」、4目「療養給付費国庫負担金等償還金」の補正額29億2,905万円、8目「療養給付費県費負担金等償還金」の補正額7,319万7千円は、平成25年度において、国から交付された療養給付費国庫負担金の精算に伴う超過分、並びに国及び県から交付された高額医療費国庫負担金及び県費負担金の精算に伴う超過分を国及び県にそれぞれ返還するものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。債務負担行為の補正につきまして御説明申し上げます。

「被保険者証等作成及び封入封緘等業務委託」に係る債務負担行為を追加するものであります。これは、平成27年8月に被保険者証の一斉更新を行うことに伴い、被保険者証の作成等に係る業務委託について、平成26年度中に入札等の業務が必要となるため、期間と限度額を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○清水議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号「平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域

連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議案第2号・第3号 ◆◆◆

○清水議長 次に、日程第5、議案第2号「平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第3号「平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件を一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。片谷事務局長。

[片谷事務局長 登壇]

○片谷事務局長 議案第2号及び議案第3号につきましては、別冊となっております「平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算書」により一括して御説明申し上げます。予算書を2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

まず、議案第2号「平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明いたします。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億8,723万9千円と定めております。

詳細につきましては予算説明書により御説明いたします。5ページをお開きください。

ここには、歳入の総括を、次の6ページには歳出の総括を記載しております。合計額は、歳入歳出ともに1億8,723万9千円で、前年度と比較してマイナス258万9千円、約1.4%の減となっております。

次に、7ページをご覧ください。歳入の主なものは、1款「分担金及び負担金」、1項「負担金」、1目「市町負担金」1億8,619万2千円で、広域連合の組織運営に係る事務費に対する県内20市町からの事務費負担金でございます。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。8ページをお開きください。

下段の2款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」の1億8,534万6千円は、組織運営に係る経費でありまして、主なものは、9ページになりますが、19節「負担金、補助及び交付金」1億7,378万8千円で、各市、町からの派遣職員25名分の給与等負担金などでございます。

このほか、議会費、選挙管理委員会費、及び監査委員費などの経費を計上いたしております。

以上が、一般会計に関する説明でございます。

続きまして、13ページをお開きください。

次に、議案第3号「平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,013億1,761万2千円と定めております。

第2条では、一時借入金の限度額を150億円と定めております。これは特別会計の1か月分の支出見込額に相当する額でございます。

詳細につきましては、予算説明書で御説明いたします。17ページをお開きください。

ここには、歳入の総括を、次の18ページには歳出の総括を記載しております。

合計額は、歳入歳出ともに2,013億1,761万2千円で、前年度と比較して79億404万8千円、約4.1%の増となっております。

次に、19ページをご覧ください。歳入の主なものを御説明いたします。

1款「市町支出金」、1項「市町負担金」、1目「保険料等負担金」の158億7,142万7千円は、各市、町が徴収した保険料、及び法令上の保険料軽減分を補てんする保険基盤安定に係る負担金でございます。

また、2目「療養給付費市町負担金」の159億8,067万1千円は、療養給付費に係る定率の市町負担金でございます。前年度と比較して6億1,265万7千円の増となっております。

続きまして、2款「国庫支出金」、1項「国庫負担金」、1目「療養給付費国庫負担金」の478億4,450万6千円は、療養給付費に係る定率の国庫負担金であり、2目「高額医療費国庫負担金」の6億5,339万2千円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に係る国庫負担金でございます。

次に、2款「国庫支出金」、2項「国庫補助金」、1目「財政調整交付金」の192億6,294万2千円は、広域連合間の財政力を調整するための国からの交付金でございます。

次に、5目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の11億8,149万5千円は、被用者保険の被扶養者であった者、及び低所得者の保険料軽減特例措置に要する経費に対する財源として、国から交付されるものでございます。

次に、20ページをお開きください。

3款「県支出金」、1項「県負担金」、1目「療養給付費県負担金」の159億8,067万1千円は、療養給付費に係る定率の県負担金で、2目「高額医療費県負担金」の6億5,339万2千円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に係る県負担金でございます。

4款、1項「支払基金交付金」、1目「後期高齢者交付金」の822億7,380万1千円は、現役世代からの支援金でございます。前年度と比較して43億2,394万5千円の増となっておりますが、これは、医療給付費の増に対応するものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

上段の6款「繰入金」、1項「基金繰入金」、1目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」の1億6,181万2千円は、被用者保険の被扶養者であった者、及び低所得者に対する保険料軽減特例措置の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れるものでございます。前年度と比較して、11億7,073万3千円の減となっておりますが、これは国の方針により、平成27年度予算から、臨時特例基金への増資を行わず、国からの交付金を直接、軽減特例措置の財源として充当することとしたことによるものでございます。

次に、22ページをお開きください。

9款「諸収入」、3項「雑入」、1目「第三者納付金」の4億494万4千円は、交通事故などの第三者の行為により生じた医療給付につき、過失割合に応じ、加害者から納付される損害賠償金でございます。

次に、歳出の主なものを御説明申し上げます。23ページをご覧ください。

1款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」の2億9,007万8千円は、被保険者の資格管理や給付事務に係る通信運搬費や委託料、及び電算機器の賃借料などでございます。前年度と比較して、4,068万3千円の増となっておりますが、これは、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度

に対応するための費用の増によるものでございます。

次に、24ページをお開きください。

中段の2款「保険給付費」、1項「療養諸費」、1目「療養給付費」の1,902億5,516万8千円は、医療機関等に支払う医療費の負担金であり、前年度と比較して、85億1,696万8千円の増となっておりますが、これは、被保険者数の増加や、一人当たりの医療費の増によるものでございます。

また、2目「療養費」の13億5,463万6千円は、柔道整復師やマッサージ師の施術などに伴う療養費でございます。

4目「審査支払手数料」の5億2,541万9千円は、国保連合会で行っておりますレセプトの審査や、医療機関等への医療費の支払などに係る手数料でございます。

次に、2款「保険給付費」、2項「高額療養諸費」、1目「高額療養費」の79億85万9千円と、2目「高額介護合算療養費」の2億4,741万5千円は、被保険者の医療費負担のうち、法令で定める限度額を超えた部分について、被保険者及び医療機関へ支払うものでございます。

2款「保険給付費」、3項、1目「葬祭費」の2億6,600万円は、被保険者が死亡した際に、葬祭執行者に1人当たり2万円を支給するものでございます。

次に、3款1項1目「県財政安定化基金拠出金」の8,515万6千円は、予想を上回る給付費の増加による財政への影響に対応するため、愛媛県が設置する「財政安定化基金」に、国・県・広域連合がそれぞれ3分の1ずつ同額を拠出し、積み立てるものでございます。

次に、26ページをお開きください。

5款「保健事業費」、1項「健康保持増進事業費」、1目「健康診査費」の2億2,019万4千円は、各市、町に委託して実施している健康診査の委託料などでございます。前年度と比較して、7,003万1千円の増となっておりますが、これは健診対象者の増、及び平成27年度から新たに歯科健康診査の実施を予定していることによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○清水議長 以上で報告は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第2号「平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第3号「平成27年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◆◆◆ 議案第4号～第6号 ◆◆◆

○清水議長 次に、日程第6、議案第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」、議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」及び議案第6号「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」の3件を一括

議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。片谷事務局長。

[片谷事務局長 登壇]

○片谷事務局長 議案第4号から議案第6号につきまして一括して御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。まず、議案第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」の制定等に伴い、特定個人情報について適切な保護措置を講じるほか、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案書の25ページをお開きください。議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、先程、議案第4号で申し上げました、「愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」の一部改正等に伴い、同条例との整合性を図るなど、必要な文言整理を行うため、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案書の27ページをお開きください。議案第6号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、先程の議案第4号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」の一部改正及び議案第5号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」の一部改正に伴い、引用条項のずれが生じたことから、所要の規定を整備するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○清水議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」、議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」及び議案第6号「愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」の3件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◆◆◆ 議案第7号・第8号 ◆◆◆

○清水議長 次に、日程第7、議案第7号「愛媛県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について」及び議案第8号「愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について」の2件を一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。片谷事務局長。

[片谷事務局長 登壇]

○片谷事務局長 議案第7号及び議案第8号につきまして一括して御説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。まず、議案第7号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、行政手続法の改正により、行政指導を行う際の根拠・理由等の明示、並びに、法令違反是正のための処分及び行政指導の中止等に関する規定が設けられたことから、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案書の33ページをお開きください。議案第8号「愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員等の給与改定に準じて通勤手当等の改定を行うため、所要の規定を整備するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○清水議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第7号「愛媛県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について」及び議案第8号「愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について」の2件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議案第9号・第10号 ◆◆◆

○清水議長 次に、日程第8、議案第9号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」及び議案第10号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」の2件を一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。片谷事務局長。

[片谷事務局長 登壇]

○片谷事務局長 議案第9号及び議案第10号につきまして一括して御説明申し上げます。

議案書の35ページをお開きください。まず、議案第9号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、低所得者の負担軽減の観点から、保険料の軽減措置に係る所得判定基準の見直しに伴い、保険

料軽減の対象を拡大するものでございます。また、平成26年度まで特例的に措置していた、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者に対する保険料負担の追加軽減措置について、国の方針に基づき、平成27年度も継続するため、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案書の37ページをお開きください。議案第10号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、先程、議案第9号で申し上げましたとおり、平成27年度においても、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者の保険料を特例的に軽減することとしておりますことから、その財源の一部に基金を充当するため、所要の規定を整備するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○清水議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第9号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」及び議案第10号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」の2件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◆◆◆ 愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙 ◆◆◆

○清水議長 次に、日程第9、「愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

本選挙は、選挙管理委員及び補充員の任期が平成27年5月27日をもって満了となりますので、あらかじめその後任者を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員に松山市の大野嘉幸さん、今治市の森恒雄さん、西予市の上甲憲章さん、松前町の三好勝志さん、選挙管理委員補充員に松山市の中村純さん、今治市の尾上眞一さん、西予市の藤林清太郎さん、松前町の横田啓元さん、以上の方々を指名いたします。補充員の補充の順序は、ただいま指名いたしました順序といたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

以上で、日程は全て終了いたしました。

◆◆◆ 閉 議 ◆◆◆

○清水議長 したがって、本日の会議を閉じます。

◆◆◆ 広域連合長閉会挨拶 ◆◆◆

○清水議長 閉会にあたり、広域連合長から挨拶があります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

○野志広域連合長 平成27年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、平成26年度後期高齢者医療特別会計の補正予算案、平成27年度一般会計・後期高齢者医療特別会計の当初予算案及び条例改正案につきまして御審議をいただき、御決定を賜りまして、ここに滞りなく会議を終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

冒頭でも申し上げましたように、国の医療制度改革の動向につきましては、当広域連合の財政運営、施策の推進にも大きく影響いたしますことから、後期高齢者医療制度に関連する国会審議や社会保障制度改革推進本部の動向に引き続き注視していくとともに、当広域連合といたしましても、制度の円滑かつ安定的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にも引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◆◆◆ 閉 会 ◆◆◆

○清水議長 これをもちまして、平成27年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後1時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 清水宣郎

議員 大城一郎

議員 伊藤優子

